

令和6年度 与amp;原区定期総会



日時: 令和6年4月27日(土)午後7時

場所: 与amp;原公民館

次 第

司 会

1. 開会のことば・・・

有 馬 良 一

2. 区長あいさつ・・・

上 原 丈 二

3. 議長選出……………

4. 議 事……………

議 長

(1)令和5年度事業経過報告及び決算報告について

(2)公民館建設費剰余金決算報告について

(3)与魂之塔移設費決算報告について

(4)監査報告

(5)令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について

(6)新役員の承認について

5. その他

6. 閉会のことば

司 会

～ 懇親会 ～

令和5年度与那原区事業経過報告

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
4	1	公民館だより発行	5	赤十字奉仕団定期総会
	16	会計監査	11	定例区長会
	16	アルミ缶回収・親水公園清掃（草刈り）	25	定例区長会
	20	評議委員会		
	22	浜下り御願（旧3月3日）		
	27	たんぽぽの会		
	29	与那原区民総会		
		防犯パトロール（毎週月・水・金）		
		区費自主納付（2日、16日）		
5	1	公民館だより発行	2	与那原町体育協会総会
	18	評議委員会	10	定例区長会
	20	たんぽぽの会	10	地域環境・危険箇所点検
	21	アルミ缶回収・親水公園清掃	21	与那原町民平和の日
		区費自主納付（7日、21日）	24	与那原町夏季大会監督会
		防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
6	1	公民館だより発行	4	体協ソフトボール大会
		区費自主納付（4日、18日）	9	定例区長会
	15	評議委員会	11	体協バレーボール大会
	18	アルミ缶回収・親水公園清掃	18	体協卓球大会
	20	たんぽぽの会	20	与那原町大綱曳実行委員会
	23	与魂の塔慰霊祭（移転10周年）	22	定例区長会・与那原町慰霊祭
		防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	体協野球大会・当添ハーリー
7	1	公民館だより発行	2	体協バスケットボール大会
	16	アルミ缶回収・親水公園清掃	6	地域福祉モデル事業連絡会
	19	愛老会・たんぽぽの会合同ピクニック	9	体協フットサル大会
	20	評議委員会	10	定例区長会
	22	粗大ゴミ回収（金属類）	14	町青少年健全育成町民大会
		防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
		区費自主納付（2日、16日）	28	与那原町ゴルフ大会
8	1	公民館だより発行	10	定例区長会
	3	区費自主納付（台風の為中止）		与那原まつり（19日～20日）
	11	親水公園草刈り	20	与那原大綱曳
	13	綱づくり	25	定例区長会
		区費自主納付（13日）	28	陸上競技大会監督会
	21	たんぽぽの会		
		防犯パトロール（毎週月・水・金）		
9	1	公民館だより発行	3	町陸上競技大会
	3	区費自主納付（陸上の為中止）	8	定例区長会
	17	アルミ缶回収	15	町敬老会
		区費自主納付（17日）	25	定例区長会
	21	評議委員会	25	社協評議委員会
	22	米寿祝（トーカチ）		
		防犯パトロール（毎週月・水・金）		

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
10	1	公民館だより発行	10	定例区長会
	7	区敬老会	11	赤い羽根共同募金
	7	第1回ミスター・ミスコンテスト	24	与那原町人権の花運動
	15	学事奨励（図書カード贈呈・公民館にて）	25	定例区長会
	19	評議委員会	29	与小運動会
	20	たんぽぽの会		
	21	カジマヤー祝い（97歳） 区費自主納付（1日、15日）		
	23	菊酒御願（旧9月9日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）		
11	1	公民館だより発行	10	定例区長会
	11	秋まつり	18	兄弟小節大会
	16	評議委員会	18	与那原町福祉まつり
	19	アルミ缶回収・親水公園清掃	21	与那原町大綱曳まつり表彰式
	20	たんぽぽの会	22	社協評議委員会
	25	粗大ごみ回収（木製品） 区費自主納付（5日、19日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	24	定例区長会
			28	公園遊具選定委員会
12	1	公民館だより発行	8	定例区長会
	17	アルミ缶回収・年末大掃除	8	歳末助けあい大口募金
	20	たんぽぽの会	9	イルミネーション点灯式
	21	評議委員会 区費自主納付（3、17日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	18	地域福祉活動講演会
			21	人権の花運動
			25	定例区長会
1	1	公民館だより発行	5	町新年祝賀会
	9	評議委員会	7	町成人式
	20	たんぽぽの会	10	定例区長会
	21	アルミ缶回収・親水公園清掃 区費自主納付（7、21日）	21	盛年ソフトボール大会
	28	新年もちつき大会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会
			26	町老連新年会
			30	青少年育成会議
2	1	公民館だより発行	9	定例区長会
	3	シワシー御願（旧12月24日）	17	与那原町脱炭素シンポジウム
	10	旧正月御願		
	15	評議委員会	22	定例区長会
	18	アルミ缶回収・親水公園清掃		
	20	たんぽぽの会	25	町パークゴルフ大会
	21	選挙管理委員会 区費自主納付（4、18日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）		
3	1	公民館だより発行	6	自主防犯協議会
	10	区長選挙公示・告示日（19日）	8	定例区長会
	17	アルミ缶回収・親水公園清掃	15	深夜パトロール
	19	区長選挙 告示（立候補者1名）		
	20	愛老会・たんぽぽの会合同ピクニック	19	社協評議委員会
	21	評議委員会 区費自主納付（3日、17日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）	25	定例区長会

令和5年度与原区決算書

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

収入済額 9,152,302 円

支出済額 7,140,297 円

収入支出差引額 2,012,005 円

収入の部

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較増減	備 考
区 費	2,300,000	▲ 239,000	2,061,000	2,061,100	100	持家(419):431(97%) アパート(265):787(34%)
事業所区費	700,000	▲ 43,000	657,000	657,600	600	事業所(47ヵ所) ※リスト参照別ページ
補助金	520,000	4,000	524,000	524,900	900	町 :自治会等交付金・防犯活動費 防犯灯電気料金 社協:福祉協力金 大綱曳実行委員会:綱作り協力金
使用料	400,000	375,300	775,300	775,300	0	クーラー使用料・公民館使用料 (きつずまある、他)
寄付金	1,000	239,000	240,000	240,888	888	寄付金(生年祝お返し、綱づくり時) 香典返し等
資源ゴミ売却費	250,000	57,000	307,000	307,687	687	毎月1回アルミ缶回収・金属類 売却
受託業務費	248,160	8,000	256,160	257,040	880	親水公園清掃 65,000円×3回 R4(1月～3月分)62,040円
雑収入	1,000	64,000	65,000	65,533	533	電柱敷地料、草刈り作業請負 預金利息
繰越金	3,177,406	0	3,177,406	3,177,406	0	前年度繰越金
繰入金	1,084,848	0	1,084,848	1,084,848	0	与魂之塔移設剰余金(廃止) 解約により一般会計へ繰入
合 計	8,682,414	465,300	9,147,714	9,152,302	4,588	

支出の部

科 目	当初予算額	流用額	予算現額	支出済額	残 額	備 考
運 営 費	人件費	970,000	67,000	1,037,000	1,036,200	800 区長・会計(4万円×12ヶ月)×2 監事(5,000円×2名) アパート入居者集金手当
	選挙費	50,000		50,000	50,000	0
	需用費	860,000	64,000	924,000	923,630	370 光熱費 : 471,772円 事務費 : 204,862円 会議費 : 135,745円 消耗品費 : 111,251円
	備品費	50,000	▲ 13,000	37,000	36,073	927 バレーボール他
	小 計	1,930,000	118,000	2,048,000	2,045,903	2,097
事 業 費	行事費	650,000	▲ 64,000	586,000	584,027	1,973 学事奨励(図書券)・綱づくり もちつき・敬老会
	環境美化費	220,000	2,000	222,000	221,387	613 花壇整備、作業後(親水公園草刈り、弁当、飲み物代、他)
	派遣費	250,000	7,000	257,000	256,145	855 夏季各種球技大会・盛年ソフトボール大会・パークゴルフ大会
	負担費	368,200		368,200	368,200	0 社協戸別会費(748世帯×400円) 体協負担金(69,000円)
	御願費	200,000		200,000	196,966	3,034 御願4回(浜下り・菊酒・シワージ 旧正月) 慰霊祭
	助成金	300,000		300,000	300,000	0 老人会10万円 青年会10万円 与小PTA5万円 親水会5万円
	渉外費	160,000	167,000	327,000	326,592	408 敬老祝金、草刈り作業時保険 香典、災害見舞金
	修繕費	150,000	364,000	514,000	513,914	86 無線放送設備:288,000円 公民館看板:70,000円 インターホン:60,500円 他
	福祉費	140,000	▲ 5,300	134,700	134,645	55 たんぽぽの会
	粗大ごみ回収費	100,000	▲ 11,000	89,000	88,404	596 年2回(金属類、木工製品)
	車輛維持費	100,000	5,600	105,600	104,114	1,486 任意保険、燃料代
	小 計	2,638,200	465,300	3,103,500	5,094,394	9,106
	積立金	2,000,000		2,000,000	2,000,000	
	予備費	2,114,214	▲ 118,000	1,996,214	0	1,996,214 公民館建設費剰余金へ積立
合 計	6,682,414	465,300	7,147,714	7,140,297	2,007,417	

公民館建設費剰余金決算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

収 入

前年度繰越金	1,089,483 円
水タンク修理代折半(町より)	82,965 円
積立金(一般会計より)	2,000,000 円
利息	10 円
計	3,172,458 円

支 出

無線放送設備工事費	990,000 円
計	990,000 円

収入額 3,172,458 円

支出額 990,000 円

収入支出差引額 2,182,458 円
(次年度繰越金)

与魂之塔移設剰余金決算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

収 入

前年度繰越金 1,084,847円

利息 1円

計 1,084,848円

支 出

繰入金(一般会計へ) 1,084,848円

計 1,084,848円

収入額 1,084,848円

支出額 1,084,848円

収入支出差引額 0円

監 査 報 告 書

令和5年度与amp;原区一般会計の会計監査を、与amp;原区公民館にて
行った結果、収支決算書、証憑及び預金通帳は適正に処理され、
誤りのないことを認めます。

収入済額 9,152,302 円

支出済額 7,140,297 円

収入支出差引額 2,012,005 円

令和 6 年 4 月 12 日

監事 謝花 公子

監事 久 吉 忍 夫

監 査 報 告 書

令和5年度与原区公民館建設剰余金の会計監査を

与原区公民館にて行った結果、収支決算書、証憑及び預金通帳は

適正に処理され、誤りのないことを認めます。

収入決算額 3,172,458 円

支出決算額 990,000 円

収入支出差引額 2,182,458 円

令和6年4月12日

監事

謝花公

監事

又吉忍

監 査 報 告 書

令和5年度与魂之塔移設剰余金の会計監査を、与原区公民館にて
行った結果、収支決算書、証憑及び預金通帳は適正に処理され、
誤りのないことを認めます。

収入決算額 1,084,848 円

支出決算額 1,084,848 円

収入支出差引額 0 円

令和 6 年 4 月 12 日

監事 謝花公子

監事 又吉思夫

令和6年度与原区事業計画 (案)

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
4	1	公民館だより発行 区費自主納付（7、21日）	5	交通安全安全出発式
	11	浜下り御願	10	定例区長会
	12	会計監査	11	区長歓送迎会
	18	評議委員会（毎月第3木曜日）	25	定例区長会
	21	アルミ缶回収（毎月第3日曜日）		
	22	たんぼぼの会		
	27	与原区民総会 鯉のぼり掲揚 防犯パトロール（毎週月・水・金）		
5	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） たんぼぼの会 防犯パトロール（毎週月・水・金）		地域環境、危険箇所点検 定例区長会 定例区長会
6	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぼぼの会（ピクニック）		体協夏季大会各種球技大会開始 定例区長会
	23	与魂の塔慰霊祭 防犯パトロール（毎週月・水・金）		定例区長会
7	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 大綱曳綱づくり 粗大ごみ回収（金属類） 防犯パトロール（毎週月・水・金） たんぼぼの会		アルミ缶回収 定例区長会 定例区長会
8	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） たんぼぼの会 防犯パトロール（毎週月・水・金）	4	定例区長会 与那原まつり（3～4日） 与那原大綱曳 定例区長会
9	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日）		町陸上競技大会 定例区長会
	10	トーカチ（米寿祝い） 評議委員会（毎月第3木曜日） たんぼぼの会 アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）		定例区長会

月	日	事業内容	日	町・他団体参加協力事業
10	1 9 11	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） カジマヤー（97歳祝い） 菊酒の御願 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 区敬老会 たんぽぽの会 防犯パトロール（毎週月・水・金）		定例区長会 赤い羽根大口募金 評議委員会 定例区長会
11	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぽぽの会 粗大ごみ回収（木製品） 防犯パトロール（毎週月・水・金）		地震・津波避難訓練 定例区長会 定例区長会
12	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぽぽの会（クリスマス会） 公民館大掃除 防犯パトロール（毎週月・水・金）		町叙勲受章者祝賀会 評議委員会 定例区長会 歳末助けあい大口募金 CGG沖縄県一斉清掃 定例区長会
1	1 23 29	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） ふれあいもちつき大会・新年会 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） たんぽぽの会 シワシヌの御願 旧正月御願 防犯パトロール（毎週月・水・金）		定例区長会 定例区長会
2	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） 評議委員会（毎月第3木曜日） たんぽぽの会（ピクニック） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）		定例区長会 定例区長会
3	1	公民館だより発行 区費自主納付（第1、3日曜日） たんぽぽの会（閉級式） 評議委員会（毎月第3木曜日） アルミ缶回収（毎月第3日曜日） 防犯パトロール（毎週月・水・金）		定例区長会 定例区長会

令和6年度与区予算(一部修正可決)

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

本年度予算 6,621,005 円

前年度予算 8,682,414 円

比較増減 ▲ 2,061,409 円

収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
区 費	2,050,000	2,300,000	▲ 250,000	令和5年度実績より
事業所区費	650,000	700,000	▲ 50,000	区内事業所の 令和5年度実績より
補助金	520,000	520,000	0	町 :自治会等交付金・防犯活動費 防犯灯電気料金 社協:福祉協力金 大綱曳実行委員会:綱作り協力金
使用料	770,000	400,000	370,000	公民館使用料クーラー使用料 令和5年度実績より
寄付金	1,000	1,000	0	費目存置
資源ゴミ売却	250,000	250,000	0	アルミ缶回収売却費
受託業務費	366,000	248,160	117,840	公園清掃R5(1月～3月分)65,000円 海岸清掃委託 120,000円 三津嶽通路清掃委託 181,000円
雑収入	1,000	1,000	0	費目存置
繰越金	2,012,005	3,177,406	▲ 1,165,401	前年度からの繰越金
繰入金	1,000	1,084,848	▲ 1,083,848	費目存置
合計	6,621,005	8,682,414	▲ 2,061,409	

支出の部

一部修正

支出の部

部修正

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考	
運 営 費	人件費	970,000	970,000	0	区長・会計(4万円×12ヶ月)×2 会計監査(5千円×2名)
	選挙費	0	50,000	▲ 50,000	
	需用費	860,000	860,000	0	光熱費・事務費・会議費 消耗品費
	備品費	50,000	50,000	0	掃除機
	小 計	1,880,000	1,930,000	▲ 50,000	
	事 業 費	行事費	650,000	650,000	0
環境美化費		401,000	220,000	181,000	花壇整備・海岸清掃委託120,000円 三津嶽通路清掃委託181,000円
派遣費		260,000	250,000	10,000	体協球技大会・陸上競技大会 盛年ソフトボール大会
負担費		342,600	368,200	▲ 25,600	社協戸別会費(684世帯×400円) 体協負担金(69,000円)
御願費		100,000	200,000	▲ 100,000	浜下り、菊酒、シワーシ 旧正月御願・与魂之塔慰霊祭
助成金		250,000	300,000	▲ 50,000	愛老会・青年会 与小PTA
渉外費		160,000	160,000	0	敬老祝い金、香典、祝儀
修繕費		150,000	150,000	0	公民館の修繕等
福祉費		140,000	140,000	0	たんぼぼの会
粗大ゴミ 回収		100,000	100,000	0	年2回(金属・木製品)
車輛維持費		160,000	100,000	60,000	車検代・燃料代 任意保険
小計		2,713,600	2,638,200	75,400	
積立金		1,000,000 1,000	2,000,000	▲ 1,000,000 ▲ 1,999,000	建設費剰余金へ(総会で修正案可決) 費目存置
予備費	1,027,405 2,026,405	2,114,214	▲ 1,086,809 ▲ 87,809	総会で修正案可決	
合 計	6,621,005	8,682,414	▲ 2,061,409		

令和5年度 アルミ缶回収収入報告 令和5年/4月～令和6年/3月

実施月	収 入	備 考
4月	25,392円	1kg180円
5月	28,470円	180円
6月	26,425円	175円
7月	32,375円	175円
8月	28,470円	180円
9月	20,340円	180円
10月	23,400円	195円
11月	22,000円	200円
12月	23,400円	195円
1月	28,500円	190円
2月	22,465円	190円
3月	26,450円	190円
合 計	307,687円	

* 鉄くず、バッテリー売却含む

★区民の皆様のご協力、誠にありがとうございました。

令和5年度 与那原区費納入事業所			
番号	事業所名	番号	事業所名
1	ローソン（シーサイド店）	25	尚徳福祉会保育園与那原ベアーズ
2	医療法人「和の会」	26	竹の子学童クラブ
3	株式会社ケアサポート	27	(株)コールアップジャパン
4	エムケイ商事	28	金秀商事 (株)
5	ひまわり歯科	29	カフェアンドダイニング畑屋
6	(有) アサト電気	30	セブンイレブン与那原店
7	与那原家	31	上宮工業
8	ながみね内科	32	(株)マイ商
9	(株)松田商店	33	高里エンジニアリング
10	(株)りゅうせきライフサポート	34	一般社団法人きっずまある
11	岡村税理士事務所	35	真泉福祉会与那原保育園
12	(株)サンエーV21与那原食品館	36	公文与那原与那原教室
13	メガネの海邦堂	37	未来リペア
14	だんぱちやー	38	マリナースカフェ
15	行政書士 法人ときわ	39	(株)沖縄環境サプライ
16	おさむ保険事務所	40	おきなわパワーHD株式会社
17	松永自動車	41	(有) たけちゃんほーむ
18	いじゅの木薬局	42	合同会社ロジック
19	ホテルグランアムール	43	株式会社 多家
20	バイクショップ craft work	44	(株)リュウエン商事 (KFC)
21	スナック扇	45	合同会社ROBOCON
22	マクドナルド与那原店	46	(株)琉開企画
23	比嘉 昌文様	47	フェアリーダンス
24	(株)仲本工業		

※事業所 参考資料

役 員

区 長

上原文二

監査役

宮平正傳

諸見里 均

書記會計

徳元 千枝子

与原区会則

第一章 総則

(名称及び所在地)

第一条 本会は「与原区」と称し、事務所を与原区公民館(与那原町字与那原912番地)におく。

(目的)

第二条 本会は与原区民の、明るい生活環境の整備につとめ、結いの心をもった住み良
いふるさとづくりをめざすと共に、区民相互の親睦、融和をはかることを目的とする。

(会員)

第三条 本会の会員は、与原区に住所を有し、本会の目的に賛同し、区費を納入する者
をもって組織する。

(事業)

第四条 本会は、第二条の目的を達成をするため次の事業を行う。

- (1) 区民の親睦に関すること。
- (2) 青少年の健全育成に関すること。
- (3) 婦人の地位向上発展に関すること。
- (4) 老人の福祉向上に関すること。
- (5) 区内の美化、環境の整備に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために行う事業。

第二章

(組織)

第五条 本会の組織の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 班会
- (4) 専門部会 (体育部・文化学習部)
- (5) 選挙管理委員会

(総会)

第六条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長は毎年四月末日までに定期総会を
開催しなければならない。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(召集の方法)

第七条 総会の開催通知は、広報「ゆうばる」で行うものとする。

(総会の職務)

第八条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 事業計画並びに予算の承認
- (2) 事業報告並びに決算の承認

- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の選任
- (5) その他重要な事項

(総会の設立)

第九条 総会は、正会員の出席数をもって成立するものとする。

(総会の決議)

第十条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決定する。

(役員)

第十一条 本会に次の役員をおくことができる。

- (1) 会長一名 副会長一名 監査役二名 書記・会計一名
- (2) 会長は区長をもってあてる。
- (3) 副会長は会長の推薦にもとずき評議委員会の承認を得る。
- (4) 会長は、会務を統括する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理し、書記会計を兼務することができる。
- (6) 監査役は、会計諸帳簿の監査を行う。
- (7) 書記会計は本会の会務を処理する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げないものとする。

(評議委員会)

第十三条 評議委員会は、本会の諸事項を検討決議し、並びに協力機関として位置づける。

2 評議委員会については別に定める。

(専門部会)

第十四条 専門部会は本会の目的遂行のための活動を推進する。

2 専門部会については別に定める。

(班会)

第十五条 必要に応じて班会を開くことができる。

- 2 事業の遂行を円滑に行うため各班の各組に班長をおくことができる。
- 3 班長の選任は各班の各組で行う。

第三章 区長及び事務局

(区長)

第十六条 本会の事業を円滑に行うため区長を置く。

2 区長は常勤とする。

(区長の職務)

第十七条 区長は、次の職務を行う。

- (1) 町当局の事務委託を受け区民に対し、連絡、徴収、統計、その他必要な職務を行う。
- (2) 事業の運営について、区民と評議委員会との連絡調整をはかり、事業の実質的な推進役となる。
- (3) 区費の徴収、財産の管理、会則、金銭出納簿、その他の証憑類の保管義務を負う。
- (4) その他の必要な事項。

(区長の報酬)

第十八条 区長には報酬を支給する。

(区長の任期)

第十九条 区長の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。(区長の経過措置)

第二十条 前条の任期中に、やむを得ず辞任した場合には、選挙とする。

(事務局)

第二十一条 本会の事業を円滑に行うため、区に事務局をおくことができる。

2 事務局については別に定める。

第四章 区費及び会計

(経費)

第二十二条 本会の運営費は、区費、協力金、補助金、寄付金、雑収入及び、その他の収入をもってあてる。

2 区費は、世帯数をもって単位とする。

3 区内に店舗または事務所を有するものは、協力金を納入することができる。

(会計年度)

第二十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

附 則

この会則は平成八年五月十九日から施行する。

この会則は平成十七年四月三十日改正された。

この会則は平成二十一年四月二十五日改正された。

この会則は平成二十九年四月二十九日改正された。

与那原区評議委員会規定

(総 則)

第一条 評議委員会については、次のとおりとする。

(評議委員会の構成)

第二条 評議委員会は、次の者によって構成される。

- (1) 各班の各組代表→但し同一班での補員を認める。
- (2) 区の各種団体(老人会、婦人会、青年会、民生児童員、与那原小学校PTA支部、与那原中学校PTA支部)の代表
- (3) 会長、副会長、専門部部長、書記会計

(役 員)

第三条 評議委員会に、次の役員を置くことができる。

- (1) 委員長 一名
 - (2) 副委員長 一名
 - (3) 書記 一名
- 2 評議委員長は、会務を統括し、併せて会議の議長となる。
- 3 副評議委員長は、評議委員長を補佐し評議委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 4 書記は会議録を作成するものとする。

(役員を選出)

第四条 評議委員長及び副評議委員長は、評議委員の互選により選出する。

2 書記は、区の書記・会計が兼務する。

(会 議)

第五条 評議委員会は月一回の定例会と臨時会とする。

2 評議委員会は会長が招集する。

(評議委員会の成立)

第六条 評議委員会は、評議委員の出席数をもって成立する。

(評議委員会の決議)

第七条 評議委員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には、評議委員長がこれを決定する。

(2)第二条 (3) の委員は採決に加われない。

(評議委員会の職務)

第八条 評議委員会は、総会に次ぐ決議機関としての機能を有し、かつ事業執行の協力機関としても機能するものとする。

(1) 事業計画及び予算の審議

(2) 事業報告及び予算の審議

(3) 会則などの改廃の審議

(4) 区費の見直しを検討する。

(5) 総会への役員の推薦

(6) その他重要な事項

(評議委員の任期)

第九条 評議委員の任期は、二年とする。但し再任を妨げないものとする。

附 則

この規定は平成八年五月十九日から施行する。

この規定は平成十七年四月三十日改正された。

この規定は平成二十一年四月二十五日改正された。

この規定は平成二十八年四月十八日改定された。

与原区公民館建設費剰余金運用規則

(設置の目的)

第一条 公民館の維持修繕に必要な財源を公民館建設費剰余金から確保するため、その運用を目的に設置する。

(積立)

第二条 積立額は、区長が毎年会計年度の財政状況に応じて、一般会計から繰り入れるものとする。

(管理)

第三条 建設剰余金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

2 建設剰余金及び通帳、印鑑の管理は、区長が行うものとする。

(剰余金の使途)

第四条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、剰余金を運用することができる。

- 1 公民館の維持修繕費で十万円以内の場合
- 2 維持修繕費が十万円を超える場合において、評議委員会の同意を得た場合。
- 3 区の財政上必要があると認めるときは、その額について総会で区民の同意を得た場合にのみ、一般会計に繰替え運用することができる。
- 4 前項の規定により繰替え使用する場合は、返済計画書を作成し同意を得るものとするが、なるべく早い時期に返還するものとする。

(運用金の処理)

第五条 建設剰余金の歳入、歳出金額については、一般会計と同様に区の総会で決算書の承認を得るものとする。

(委任)

第六条 この運用規則に定めるものを除くほか、建設剰余金の管理に関し必要な事項が発生した場合は、評議員会の同意を得て運用し、総会で承認を得るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。(平成十三年四月二十九日)